

デジタル庁

○ 告示第三十八号

総務省

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第六十二条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を次のように定める。

令和七年十二月二十五日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第六十二条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める情報は、同表の下欄に掲げる情報とする。

令和七年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度遠別町一般会計補正予算における、北海道遠別町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するためら基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護の基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、生活保護に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。）の管理に関する事務

令和七年度北海道遠別町福祉灯油等購入助成金の支給要件の該当性を判定する必要がある者に当性を判定する必要がある者に係る道府県民税及び市町村民税並びに公的給付支給等口座登録簿関係情報に関する情報

令和七年度岩手県紫波町灯油高騰対策特別助成金（原油価格
 や物価高騰等の影響に鑑み、令和七年度紫波町一般会計補正予
 算における、岩手県紫波町から、低所得者世帯を支援する観点
 から支給される給付をいう。以下同じ。）の支給を実施するた
 めの基礎とする情報（入所等の措置の実施に関する情報、障
 害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、児童扶養
 手当関係情報（児童扶養手当法の昭和三十六年法律第二百三十八
 号）による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ
 。）、公的給付支給等口座登録簿関係情報、令和五年度物価高
 騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報、令和五年度物価
 高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報、令和六年度物
 価高騰対策給付金（第一号）の支給に関する情報及び令和六
 年度物価高騰対策給付金（第二号）の支給に関する情報を含む。
 ）の管理に関する事務

令和七年度岩手県紫波町灯油高騰対策特別助成金の支給要件の
 騰対策判別する必要がある者
 該当性を判定する必要がある者
 に係る道府県民税及び市町村民
 税並びに公的給付支給等口座登
 録簿関係情報に関する情報

